

産地でありませんが、しかし、全く問題がないわけではありません。その問題を明

らかに今後の振興方向について述べることにします。

改善対策の方向

(一) 生産対策

甘夏みかんの一戸当たり平均面積は、昭和五十一年度の果樹基本調査によると全国平均が二四a、熊本県が二四aで極めて小さい経営面積です。また、甘夏みかんだけで自立経営できる農家は熊本県で二千戸、全体の二五%に過ぎません。これを経営規模別にみると第五表のとおりで、五十a以下の農家数が全国で

第5表 甘夏みかんの経営規模別栽培農家数 (ha%)

項目	規模						
	0.1~0.3	0.3~0.5	0.5~1	1~2	2以上	計(%)	
全国	戸数	50,004	6,512	4,286	1,230	185	62,217
	比率	80.3	10.5	6.9	2.0	0.3	100
熊本	戸数	6,053	1,121	957	390	78	8,599
	比率	70.4	13.0	11.1	4.6	0.9	100

資料 果樹基本調査

九〇%もあり、熊本県が八三%です。今後、限られた面積で農家所得を上げるには、共同化をはかり無駄をなくし、土地生産、労働生産性ともに引き上げる工夫が必要であります。その基礎となるのは農園道の整備、園地の改造・灌水・防除施設の充実が必要です。昭和五十一年熊本県果樹振興計画では、かんきつ園一万六千三百haのうち農道の整備が必要な面積は四千ha、スプリンタラー等灌水施設が必要な面積は五千二百ha、果樹園改造が必要な面積は二千haとみられています。その具体的実施方向としては、土地改良法にもとづく助成事業及び融資事業やかんきつ園地再整備事業等によることとしています。

次に、土づくりですが、永年作物である果樹では特に生産力と品質向上を図る上から、土づくりは極めて重要であり、この作業は表面に見えず、直ちに効果が現れないことから実行が困難な事業です。戦後、ブルドーザーで開闢した所でも土は固くなり、空気の流通も保水力も悪くなっています。その結果とし

て、昨年のように夏期干ばつの年には直ぐ被害が出て、収量も品質も落ちることになります。

その改善対策として、天草地域農協連では昭和五十三年度の大規模果樹生産流通基地整備事業の一つとして、トレンチャを六十八台購入し、さん下農協に管理委託をしています。委託を受けた農協では、農協専属のオペレーターによる機械作業委託方式によりこれを計画的・効率的に活用し、深耕と有機物の投入を行い地域全体の生産力増強を図っています。

(二) 優良品種の開発と更新の促進

品種の探索については熊本県は古くから果樹試験場での開発研究をはじめ、果樹共進会の一つとして品種探索検討会、さらに果樹生産者が組織している育種研究会等により推進されています。甘夏みかんについては、昭和三十七年芦北郡山浦町の山崎さんの園で外観の美しい早生系ものが発見されたのはじめ、昭和三十八年には天草郡有明町の吉田さんの園から紅の濃い糖分の高い品種が発見された紅甘と命名されていますが、市場価格も他の甘夏みかんより高く販売されています。

さらに、本年四月から熟期の早い女島早生甘夏及び従来紅甘夏よりさらに紅時的には消費者も買うが、価格が高かったり品質が悪いと買わなくなる。②日本の果実も輸入品に負けない立派な品がある、自信を持って生産して欲しい等の回答がありました。

以上のことから今後の対策としては、本県の恵まれた立地条件を生かし、高品質の品を集团的に生産して消費に即応できる体制を確立し、消費拡大を図る必要があります。

生産組織の強化と後継者育成

わが国の経済は昭和三十年代から、世界的に類の少ない高度成長を遂げてきましたが、その結果、農村の就業構造も大きく変化してきました。本県の農業従事者の動きをみると第六表のとおりです。昭和五十三年度の農業従事者数は幾分増えたものの四十五年に比べて七七%に減少しています。特に農業生産に重要な役割を担う基幹的農業従事者数は六六%に減少、さらに農業の後継者と目される十六歳から二十九歳までの層では五〇%に減少しています。特に、優秀な後継者を定着させる基本的方向としては、農業をまた果樹を魅力ある産業に育て、住み

よい農村環境をつくるのが前提となります。 「産業は人が興し、人は組織が興す」といわれていますが、果樹では昭和二十三年果樹研究同志会を市町村ごとに組織し、果樹振興上のあらゆる施策を今日まで実践してきました。当時、若手の同志会員や4日クラブ員であった人達が、いま地域のリーダーとして中核農家として活躍されています。

いつの時代でも、明日を担うのは青少年であり、厳しい農業にあつて未来を開拓し、創造し、発展させていくエネルギーを持っているのは、夢多い青少年とい

の濃いひのくに甘夏が新たに県の奨励品種となりました。これらの品種は、その特徴により栽培する地域と経営上の導入方向が決められていますので、詳しくは県庁果樹園芸課か果樹試験場、またはもよりの農業改良普及所に尋ねてください。

今後の新植・高接更新には、これらの品種を地域集团的に増植振興を図り経営の安定に資すべきと存じます。

(三) 流通対策

果実の販売は、商品化作物であるだけに早くから選果場単位に組織され共同出荷が行われていますが、近年農家の選択的規模拡大や流通市場の変化、消費の多様化により販売に対する考え方が変わってきました。

ア、販売事情の変化と対応
まず、産地については、経営面積の大きい農家と小さい農家との間に品質差等が出たことが上げられます。その実態を把握するために昨年六月、県下のかんきつ生産者二万六千戸の五%に当る一千三百戸を対象にアンケート調査を実施しました。その改善点として、①生産者相互が地域連帯感をさらに強めること。②品質ごとに産地区分仕向け市場を検討すること。③出荷割当は面積に応じて割当をすること。④選果場での荷受け待ち時

第6表 農業従事者等の推移 単位 千人

項目	年次					
	45	50	51	52	53	
農業従事者数	429.1	371.3	324.1	326.4	329.6	
基幹的農業従事者数	242.4	182.3	178.5	165.4	160.9	
内訳	16~29才	40.2	22.7	20.8	21.5	20.3
	30~59	166.9	128.8	129.0	124.3	121.5
	60才以上	35.3	30.8	29.8	19.6	19.1

(資料) 農林業センサス、農業調査

県ではこのような意味から、農業後継者の数的な確保と地域農業の中核的担い手やリーダーを育成するため、農業大学校をはじめ幾つかの付属施設と先進農家留学研修等を実施するとともに地域においては農業改良普及所が中心となって講座制研修等を行っています。

各地域におかれても、厳しく変化する諸情勢に対応できる研修をすすめるが、後継者の育成を図り、明日の甘夏みかんに希望の持てる産業にするとともに消費者が安心して喜んで食べるものにしたいためです。

(果樹園芸課)